

<資料 1>

# 復権同盟結合規則

## 復権同盟事務局

復権同盟  
結合事務  
局之印

御 届

新平民ナル私共儀往古ヨリ世ニ穢多ト称セラレ人界外ニ擯斥セラレ四民ト雑居スル能ハス同等ノ交際ヲ為ス能ハス事ヲ共ニスル能ハス四民ノ以テ穢ハシトシテ為スニ堪エサル所ノ事ヲノミ為スヲ以テ恒職トシ人畜ノ間ニ占居罷在候イシカ辱クモ

王政復古開明進歩ノ秋ニ遭シ初テ四民同等ノ權利ヲ復スルノ自由ヲ与エラレタリト雖モ如何セン旧染卑屈ノ陋習俄ニ脱去スル能ハス依然トシテ禽位獸等ニ安居罷在候ハ實ニ慚愧憾慨ノ至リニ奉存候因テ今般別紙復権同盟結合規則ニ依リ広ク同志ヲ募リ以テ一大事業ヲ創立シ上ハ以テ国益万分ノ一ヲ補イ下ハ以テ国民ノ国民タル所ノ実権ヲ伸ハシ遂ニ我国内ニ於テ穢多ノ蹤跡絶テ無之ニ至ラシメント奉存候ニ付別紙相添此段御届奉申上候也

明治十四年十一月廿八日

發起人総代

福岡県筑前国那珂郡松園村百拾番地 平民

同 県同 国同 郡豊富村四百拾番地 平民

同 県筑後郡御井郡西久留米村千四百九拾七番地 平民

福岡県令 渡辺国武殿

右復権同盟規則書ノ通り創設之儀届出候条御差支モ無御座候ハ、何分共御聞通りニ相成度此段副申仕候也

福岡県筑前国那珂郡豊富村戸長

楳津徳七

同 県同 国同 郡松園村戸長

金井茂八郎

郡役所御指令左之通 但シ附紙

明治十三年太政官第拾貳号公布集会条例ニ抵触セサル以上ハ届出ニ及ハス依テ却下ス

緒 言

旧穢多ナル我曹モ亦

我皇国ノ人民也焉ソ他ノ四民ト其ノ等位ヲ異ニスルノ理アラシヤ然ルヲ如何ナル故ニヤ未タ其濫觴ヲ審ニセスト雖モ世ニ人外視セラレテ而テ別ニ異界ヲナシ世ノ最モ穢ハシトスル所ノ業ニノミ從事スルヲ以テ我曹ノ当務トセシ事年已ニ久矣明治皇恩隆渥ノ余遂ニ我曹ヲシテ国民平等ノ籍ニ編入シ国民当然ノ權利ヲ得ルノ自由ヲ与エラレタリ我曹ノ幸徳何ヲ以テカ之ニ加シヤ夫世ニ実有テ而テ名無キモノ無シト雖モ名有テ而テ実無キモノ有リ我曹既ニ穢多ノ醜称ヲ脱シ得タリト雖トモ之ニ代ルニ新民ノ名称ヲ以テシテ而テ他ノ人民ト區別セラレ他ノ人民ノ我曹ヲ蔑視凌辱スル事昔時ニ異ルナキハ夫レ何ニ由リテ然ルカ是他ナシ名ハ既ニ穢多ノ汚界ヲ脱シタリト雖モ其未タ之ヲ去ル事能ハス依然トシテ汚穢ノ業ニ而已從事シ自ラ卑屈ニ安ンスレハナリ嗚呼我曹此ノ如ク既ニ復権ノ自由ヲ得テ而テ之ヲ復スル能ハス自ラ人外ノ異界ニ屈居スルハ豈慷慨悲歎ノ至リニアラスヤ然リト雖モ世ニ久シク人外視セラレタル我曹人民ヲ以テ俄ニ国民当然ノ実権ヲ復有セント欲スル固ヨリ容易ノ事ニアラス非常ノ奮激以テ旧来ノ汚業ヲ抛チ更ニ一大美事ヲ創立シテ国民ノ国民タル所ノ実効ヲ奏スルニアラサレハ能ハサル也夫塵モ積レハ大山ト為リ針モ合スレハ巨棒ト為ル我曹ノ人民素ヨリ至貧至弱ナリト雖モ衆力ヲ合テ一団タラシムルニ至テハ富商豪農モ亦何ソ恐ル、ニ足シヤ是レ我曹ノ復権会社ヲ創設セント欲シテ而テ先ツ復権同盟結合規則ヲ制定シ以テ同志ヲ募ラント欲スル由縁也庶幾ハ我曹同等ノ諸君速ニ同盟シテ以テ共ニ復権ノ実効ヲ奏セン事ヲ

明治十四年十一月

發起人

福岡県筑後国御井郡西久留米村

同 県同 国同 郡同 村

同 県同 国同 郡東久留米村

大分県豊後国日田郡友田村

同 県同 国同 郡高瀬村

福岡県筑前国那珂郡松園村

同 県同 国同 郡豊富村  
 同 県同 国同 郡同 村  
 同 県同 国同 郡同 村  
 熊本県肥後国上益城郡菓林村  
 同 県同 国同 郡同 村  
 同 県同 国同 郡同 村  
 同 県同 国宇土郡高良村  
 同 県同 国同 郡同 村  
 同 県同 国詫摩郡春武村  
 同 県同 国同 郡同 村  
 福岡県筑後国上妻郡国武村  
 同 県同 国御井郡西久留米村  
 同 県同 国同 郡同 村  
 同 県同 国同 郡同 村  
 同 県同 国同 郡同 村  
 同 県同 国同 郡野中村  
 同 県筑前国那珂郡松園村

復権同盟結合規則

第一条

同盟者ハ皆復権同盟人名簿ニ記名捺印シテ其同盟人タル事ヲ証ス可シ

第二条

復権同盟結合事務局ヲ先ツ博多熊本久留米日田ノ四ヶ所ニ設置スルモノトス

但シ其場所ハ追テ確定ノ上広告ス可シ

第三条

一村或ハ二村ヲ以テ之ヲ小部ト号ス其ノ小部ヨリ一名ヲ撰テ之ヲ小部長トス

第四条

各地方最寄小部ヲ適宜ニ合テ之ヲ大部ト号ス其一大部中ノ小部長交撰シテ一人ヲ採リ之ヲ大部長トス

第五条

大部長ハ大部ノ総代人小部長ハ小部ノ総代人トス

第六条

一大部中ノ小部長ノ会議ヲ小会ト号シ其大部長之カ議長トナル

第七条

大部長ノ会議ノ会議ヲ大会ト号シ大部長交撰シテ一名ヲ採リ之ヲ其議長トス

第八条

如何ナル要件ト雖モ大会ノ決議ニアラサレハ之ヲ施行スルヲ得ス故ニ小会ノ議定タシル事ハ大会ノ節之ヲ復議ス可キモノトス

第九条

本会ノ議事ハ大小共出席議員ノ過半数ニ決スルモノトス

第十条

大部長ノ大会ハ之ヲ大坂ニ開キ復権会社事業ノ目的並ニ規則ヲ確定シ然ル後之ニ従事ス可キモノトス

第十一条

大部長ノ議決シタル事ト雖モ一地方ノ決議ハ之ヲ未タ實際ニ施行スルヲ得ス第十条ノ大会ニ於テ之ヲ復議ス可シ

第十二条

遠方ノ同盟者ハ先ツ其名刺ヲ結合事務局ニ郵送シ且ツ本規則ニ由リ其地方ニ於テ広く同盟者ヲ募リ大小部長ヲ撰定シ大阪大会期日ノ報知ヲ俟ツ可シ

第十三条

遠方ヨリ送致ノ名刺ハ直ニ同盟名簿ニ貼付シ其同盟人タルヲ証スルカ故ニ名刺ハ左ノ雛形ノ通りタル可

(名刺雛形の筆写省略)

第十四条

本局ノ印章左ノ通り

(印章の筆写省略)

第十五条

復権同盟人名簿雛形左之通

(名簿雛形の筆写省略)